管理不全土地・建物管理制度①

管理不全土地・建物への対応

- 所有者による管理が適切に行われず、荒廃・老朽化等によって危険を生じさせる**管理不全状態にある土地・建物**は、**近隣に悪影響** を与えることがある。
- このような土地・建物は、所有者の所在が判明している場合でも問題となる。

問題の所在

現行民法では、危険な管理不全土地・建物については、**物権的請求権**や**不法行為に基づく損害賠償請求権**等の権利に基づき、訴えを提起して判決を得、強制執行をすることによって対応

しかし、管理不全状態にある不動産の所有者に代わって**管理を行う者を選任する仕組みは存在しない**ため、対応が硬直化

- ・ 管理不全土地・建物について継続的な管理を行うことができない。
- ・ 実際の状態を踏まえて適切な管理措置を講ずることが困難。

改正法

管理不全土地・建物について、裁判所が、利害関係人の 請求により、管理人による管理を命ずる処分を可能とする管理不全土地・建物管理制度を創設 (新民法264の9~264の 14)。

⇒管理人を通じて適切な管理を行い、管理不全状態を解消 することが可能に

申立権者·発令要件等

- 管理不全土地・建物の管理についての利害関係を有する**利害関係人**が申立権を有する。利害関係の有無は、個別の事案に応じて 裁判所が判断。
 - ※ 市町村長には管理不全土地管理命令・管理不全建物管理命令の申立権の特例あり(R4改正所有者不明土地特措法42Ⅲ~V)。
- **所有者による土地又は建物の管理が不適当**であることによって、**他人の権利・法的利益が侵害され、又はそのおそれ**があり、土地・建物の管理状況等に照らし、管理人による管理の必要性が認められる場合に発令。
 - ※ 所有者が発令に反対していても、法律上は発令可能。もっとも、所有者がそこに居住しており、管理行為を妨害することが予想されるなど、管理人による実効的管理が期待できないときは、管理命令ではなく、従来どおり訴訟(物権的請求権の行使等)によって対応することが適切。
- ※ 区分所有建物については、管理不全建物管理制度は適用されない(新区分所有法6IV)。

【管理不全土地・建物の例】

- ○ひび割れ・破損が生じている擁壁を土地所有者が放置しており、隣地に倒壊するおそれがあるケース
- ○ゴミが不法投棄された土地を所有者が放置しており、臭気や害虫発生による健康被害を生じているケース

【利害関係人に当たり得る者の例】

- ○倒壊のおそれが生じている隣地所有者
- ○被害を受けている者

管理不全土地・建物管理制度②

管理人による管理の対象となる財産

- 管理命令の効力は、管理不全土地(建物)のほか、土地(建物)にある所有者の動産、管理人が得た金銭等の財産(売却代金等)、建物の場合はその敷地利用権(借地権等)にも及ぶが、その他の財産には及ばない。
- ※ 管理不全土地上に管理不全建物があるケースで、土地・建物両方を管理命令の対象とするためには、土地管理命令と建物管理命令の双方を申し立てる必要。

管理人の権限・義務等

- 管理人は、保存・利用・改良行為を行うほか、**裁判所の許可**を得ることにより、これを超える行為をすることも可能。
- 土地・建物の処分(売却、建物の取壊し等)をするには、その所有者の同意も必要。
 - ※ 動産の処分については所有者の同意は不要。

(新民法264の10Ⅲ、264の14Ⅳ)

- 【管理人が行う管理行為の例】 ○ひび割れ・破損が生じている擁壁の補修工事
- 管理処分権は管理人に専属しない。管理不全土地・建物等に関する**訴訟**においても、
- **所有者自身**が原告又は被告となる。
- ○管理人は、所有者に対して**善管注意義務**を負う。また、管理命令が共有の土地・建物について発せられたときは、共有者全員のために **誠実公平義務**を負う(新民法264の11、264の14Ⅳ)。
- 管理人は、管理不全土地等(予納金を含む)から、裁判所が定める額の費用の前払・報酬を受ける(管理費用・報酬は、所有者の負担)(新民法264の13 I・II、264の14 IV)。
- 金銭が生じたときは、管理人は、**供託**をし、その旨を**公告**(新非訟法91 V、X)。

手続の流れ

申立て・証拠提出

所有者の陳述の聴取

管理命令の発令・管理人の選任

管理人による管理

職務の終了 (管理命令の取消)

- 不動産所在地の地方裁判 所が管轄
- ・利害関係人が申立て
- ・管理費用の確保のため基本 的に予納金の納付が必要
- ・原則として、所有者の陳述聴取が必要
- ・ただし、これにより申立ての目 的を達することができない事情 があるとき (例:緊急に修繕措 置を施す必要があるケース) は不 要
- ・管理命令は、所有者に告知され、所有者等の利 害関係人は即時抗告可(非訟法56 I、91㎞①、 91 X)
- ・共有の土地・建物であっても、共有持分単位では なく、土地・建物を対象として発令
- ・管理人として、弁護士、司法書士等のふさわしい者 を事案に応じて選任
- ※ 管理命令についての登記はされない

- ・売却代金は必要に応じて管理人 が供託・公告
- 管理不全状態が解消するなど、 管理の継続が相当でなくなったと きは、管理命令を取消し

42